

令和5年度 第2回豊山町高齢者・障害者虐待防止ネットワーク協議会

1 開催日時 令和6年3月1日（金）午後2時30分～午後3時20分

2 開催場所 保健センター 研修室

3 委員

(1) 出席者 8名

後藤・水野法律事務所 弁護士	水野 明美
西枇杷島警察署	老田 賢史
清須保健所	桑山 陽子
豊山町ケアマネ会 会長	中西 ひとみ
尾張中部福祉の杜	古田 学
豊山町民生委員協議会	小出 としえ
豊山町成年後見センター	高木 茂彰
豊山町社会福祉協議会	中野 弘恵

4 事務局

(1) 出席者 6名

豊山町生活福祉部福祉課長	四浦 かおり
豊山町生活福祉部保険課長兼地域包括支援センター所長	牛田 彰和
豊山町生活福祉部保険課高齢者介護グループ主事	犬飼 大揮
豊山町生活福祉部保険課地域包括支援センターグループ長	千葉 幸恵

5 議題

- (1) 令和4年度高齢者虐待、障害者虐待状況等について県との比較
- (2) 令和6年度虐待防止普及活動（案）について

6 議事内容（要点筆記）

【司会】

本日は、大変お忙しい中、ご出席を賜りましてありがとうございます。定刻となりましたので、ただ今から令和5年度第2回豊山町高齢者・障害者虐待防止ネットワーク協議会を開催させていただきます。

私は、本日の司会を務めます保険課長の牛田です。よろしくお願いいたします。

本日の資料につきましては、事前にお配りしました、資料1、資料2、資料3、参考資料1、参考資料2、本日配布しました「次第」、「名簿」となります。本日お持ちでない資料がございましたらお申し出ください。

それでは、会議に先立ちまして議事録の取り扱いについてご説明します。議事録に

つきましては、「議事録の作成に関する指針」により、発言者の個人名を伏せ、要点筆記にてホームページに掲載させていただきます。後ほど会長から議事録署名委員2名の指名がございます。指名されました委員には、後日、事務局から署名をいただきに伺いますので、よろしくお願い致します。

それでは、会議次第に沿って協議会を始めさせていただきます。

はじめに、会長よりご挨拶をお願いいたします。

【会長】

（ 挨拶 ）

【司会】

ありがとうございました。

それでは、以降の議事進行につきまして、会長よろしくお願いいたします。

【会長】

これより私が進行を務めさせていただきますので、ご協力をよろしくお願い致します。

最初に、議事録署名委員の指名ですが、本日の会議の署名委員につきましては、小出委員と中野委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、次第3の議題（1）「令和4年度高齢者虐待、障害者虐待状況等について県との比較」に入ります。

事務局からの説明を求めます。

【事務局】

議題（1）「令和4年度高齢者虐待、障害者虐待状況等について県との比較」、資料1，2、参考資料1，2に基づき説明した。

【会長】

説明が終わりました。ただ今の説明について、ご意見やご質問のある方はいらっしゃいますか。

【委員】

高齢者虐待の報告の中の通報者に関して、豊山町では1人、愛知県では648人と警察からの通報が1番多くなっています。警察からの通報は暴力に関することが多いのではないかと思います。暴力の程度や頻度、家庭内でのことなので注意としているなど。相談にのった際やケースの対応をした際、どういった判断になるのですか。通報になる件数は、どれくらいを占めているのか、どのような判断をされているのか気になりました。

【委員】

通報があれば、双方から話を聞きます。65歳以上の方が手を出されており、双方から聞き取った内容に食い違いがない場合、また虐待が疑われると判断した場合は、役所へ通報しています。65歳以上の方のことで相談があれば、程度や頻度などは関係なく通報しています。

【委員】

豊山町は母数が少ないので、比較になりませんが、1件という件数は、本当に1件なのかと思いました。

【委員】

件数が少ないのが、豊山町の実情だと思います。

【委員】

障害者に関しては、資料の数字のひろい方が異なるようで、施設での虐待に関しての件数しかわかりませんが、障害者に関しても同じということですか。

【委員】

同じような対応になります。

【委員】

障害者に関して数字はわかりませんか

【事務局】

資料がなく、わかりません。

【委員】

警察に通報が入り、双方に話を聞くとと思いますが、その際のきっかけというか、アクセスはどのようにあるのですか。

【委員】

色々です。被害者もありますし、行為者側自身であることもあります。あとは近隣から通報があり、訪問すると65歳以上の方がということもあります。

110番で入ったり、直接来所されたり色々です。

【委員】

警察の方が一旦、かけつけて、事情の確認という対応をしていただけるということですね。

警察の方が訪問すれば、対応はしてもらえることが多いですか。無視されるなどはないですか。

【委員】

行為者側ということであれば、話しは聞けています。

【委員】

資料1、2の、虐待者との関係にその他という枠がありますが、こういった関係の人があてはまりますか。

【事務局】

親族に該当しない同居人などになると考えられます。

【会長】

その他、ご意見やご質問のある方はいらっしゃいますか。ないようですので、続きまして、議題（2）「令和6年度虐待防止普及活動（案）について」事務局からの説明を求めます。

【事務局】

議題（2）「令和6年度虐待防止普及活動（案）について」、資料3に基づき説明した。

【会長】

説明が終わりました。ただ今の説明について、ご意見やご質問のある方はいらっしゃ

やいますか。

【委員】

広報に実際どのようなことを載せているのか知りたいです。

【事務局】

虐待の種類やどういったことが虐待になるか、相談・通報先、虐待か迷うときでも相談をして下さい。といった内容になります。

【委員】

通報は匿名です。ということも記載すると思います。一般の方には、通報の壁があると思います。

【事務局】

今後の参考にさせていただきます。

【委員】

行政も警察も、起きた後の対応をされると思います。予防的な部分に関わる担当はありますか。早期発見も大切ですが、さらにその前の、こういったことが虐待につながるんだという案内。虐待をしてしまう人は、自分が虐待をしていると思ってしていないので、困っているときに、助けることができる仕組みがあると、虐待予防につながるのではないかと思います。そういった部分を連携してもらえるといいと思います。

【事務局】

現在、定期的にできていませんが、介護者のつどいなどを開催し、介護者が自身の悩みやストレスを話せる場ができると思います。介護者の人が参加しやすい時間などを考えて取り組んでいきたいと考えています。

また、委員の皆さんからもご助言いただければと思いますので、よろしくお願ひします。

【委員】

レスパイトなどの施策も今もありますか。

【事務局】

ショートステイなどをレスパイトとして利用する場合があります。

【委員】

養護者の休息、ストレスの発散という目的でのレスパイトもありますか。

【委員】

虐待になる前に、お互いのストレスがたまる前に、介護者のレスパイトの目的で利用することはあります。

【委員】

高齢者の方は、自宅から離れたくない方が多いように感じますが、そのような時はどのような工夫をされていますか。

【委員】

そのような方が一番困るケースになります。

実際、認知症の要介護者とその家族のケースを担当していますが、お互い、虐待への認識がない中で、虐待になりそうなケースです。虐待が心配な被虐待者が絶対に自

宅を出たくないというと、本人の意思がない限り強制力はないので対応が難しく、虐待が起こってからしか対応が難しいケースもあるのが現状です。

虐待対応となれば、保護などの対応となりますか。

【事務局】

通報があれば、状況確認の上、離れなければ危険と判断されれば、措置などの対応をとることはあります。命にかかわる場合は、すぐに離すことをしますが、そうでない場合で、被虐待者も離れたくないと言われる場合の対応が、同じようにとても苦慮するケースになります。どこまで、本人の気持ちを優先すべきなのか、悩むことはあります。被虐待者自身も離れたくないというケースも確かによくあります。

【委員】

分離ができないケースがあるのは、よくわかります。その場合、虐待している側に指導するのは、どの部署がおこなうなどありますか。

【事務局】

高齢者であれば、包括もしくは介護担当で訪問など行い、虐待行為になることの話や、今後続けば、分離することもある旨を説明することなどしています。

【委員】

ケースとして継続的に支援していくとなりますか。

【事務局】

そうなります。介護保険サービスを利用していけば、ケアマネジャーやサービス事業所に変化があれば、教えてもらえるよう連携をとっていきます。最近では、生活困窮者や虐待者に障害があるなど複雑化してきているので、その場合は福祉課の職員と一緒に対応することもあります。

【委員】

令和6年度の実施内容の研修会に居宅介護支援事業所やサービス事業所に対しても個別で対応も可能とありますが、サービス事業所の職員に向けても開催してもらうことが可能という意味ですか。個別で対応とはどういったイメージなのか、教えてください。

【事務局】

虐待について、予防的な視点を持ってもらう、通報についても情報は守られることなどを正しく理解してもらうための制度的な話であれば、職員の方で対応させていただけると思います。

【会長】

続きまして、「その他」にうつります。委員の皆様からは、その他何かございますか。

事務局からは何かございますか。

【事務局】

令和5年度に予定しておりました「豊山町高齢者・障害者虐待防止ネットワーク協議会」は今回で終了となります。次年度も開催を予定しております。事前にご連絡をいたしますのでよろしくお願いいたします。

【会長】

本日予定しておりました議題につきましては全て終了しました。これをもちまして第2回豊山町高齢者・障害者虐待防止ネットワーク協議会を閉会とさせていただきます。お疲れ様でした。

【司会】

会長ありがとうございました。委員の皆様におかれましては、長時間の審議をありがとうございました。

上記のとおり、令和6年3月1日（金）開催の豊山町高齢者・障害者虐待防止ネットワーク協議会の議事の経過及びその結果を明確にするためにこの議事録を作成し、会長及び出席委員2名が署名する。

令和6年3月29日

会 長 水野 明美

署名委員 小出 としえ

署名委員 中野 弘恵